

一般社団法人 北那霸青色申告会「定款」

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 北那霸青色申告会(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を、沖縄県那霸市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことが出来る。
これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、健全な納税者団体として、誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて事業経営の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青色申告制度の記帳指導及び相談等に資する事業
- (2) 租税教育など税務知識の普及と納税意識の高揚に資する事業
- (3) 経理、経営に関する講習会、講演会、研究会等の開催及び記帳指導の実施
- (4) 経営支援及び福利厚生等、会員の健全な発展に資する各種の事業
- (5) 機関誌の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行物配布
- (6) 友誼団体との連携及び協調
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会に次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の目的及び事業に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 正会員以外の個人、法人及びその他の団体で本会の事業を賛助するため入会した者。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、所定の手続きにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともにこの定款及び総会の決議に従う義務を負う。

(会費)

第8条 会員になった時及び毎年、総会において別に定めるところにより、会費を納入する義務を負う。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(退会)

第9条 会員は、所定の退会手続きにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれか一に該当する場合は、総会の決議により除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員が死亡又は事業を閉鎖したとき
- (3) 第8条に定める支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (4) 総正会員が同意したとき

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項
- (8) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項

(開催)

第 14 条 総会は、毎事業年度終了後 3箇月以内に定時総会を開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は総会の日の 1 週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他、法令で定められた事項

(総会における書面議決)

第 19 条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって決議することができる。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、次に掲げる事項を掲載した議事録を作成する。

- (1) 総会の開催日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数
 - (4) 決議事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言要旨
- 2 議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第 21 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 25名以上35名以内
 - (2) 監 事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とする。また、会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち副会長及び専務理事を置く。ただし、副会長は 6 名以内、専務理事は 1 名以内とする。また、副会長及び専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって原則として正会員の中から選任する。ただし、会長の推薦があるときは、正会員以外の者から総会において、これを選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で報酬等として支給することができる。

(役員の責任)

第 28 条 役員はその任務を怠ったときは、本会に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 29 条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は理事会に出席し、必要な場合は意見を述べることができる。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 重要な使用人の選任及び解任

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長及び専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(付議事項)

第34条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 総会において理事会に委任された事項
- (3) その他会務の運営に対して会長が必要と認めた事項

(議事録)

第35条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問、相談役及び委員会等

(顧問及び相談役)

第36条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応じる。

(委員会)

第37条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員は理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、その任期は2年とする。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部会)

第38条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により、部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支部)

第 39 条 本会の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、支部を置くことができる。

2 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て報告するものとする。尚、直近の総会に報告をするものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告書を事務局に 5 年間備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第 43 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第 44 条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、収支予算書に明記し、理事会の承認を経なければならない。また、重要な財産の処分、または譲り受ける時も同様とする。

第9章 事務局

(事務局)

- 第45条 本会の、事務を処理するため、事務局を設ける。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の議決を経て、会長がこれを任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営等に関し、必要な事項は理事会において別に定める。
 - 5 職員は、原則として有給とする。

(帳簿及び書類等の備付け)

- 第46条 事務局には、第42条に定める書類のほか、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 会員の異動に関する書類
- (4) 理事、監事、相談役及び職員名簿
- (5) 許認可等及び登記に関する事項
- (6) 総会及び理事会の議事録
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 資産及び正味財産の状況を示す書類
- (9) その他必要な帳簿及び書類等

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第48条 本会は、総会の決議その他法令で定めた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第49条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第 12 章 雜 則

(細則)

第 51 条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長（代表理事）は照屋清助とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1. この定款は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
2. 一部改正 平成 28 年 6 月 7 日 [第 16 条、第 32 条]